

海浜幕張駅周辺地区における路上喫煙・ポイ捨て防止効果を検証する実証事業を実施します

千葉市では、路上喫煙・ポイ捨てを防止するため、平成30年10月から、JR海浜幕張駅周辺地区に喫煙所を設置し、違反行為の防止効果、課題、粉塵濃度測定等による周辺環境への影響などについて調査・分析を行う実証事業を本市として初めて実施しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

路上喫煙による火傷などから歩行者の安全を守るとともに、ポイ捨てを防止し、美しい街づくりを推進するための対策の一つとして、喫煙所を設置し、違反行為の防止効果、課題、粉塵濃度測定等による周辺環境への影響などについて調査・分析を行う。

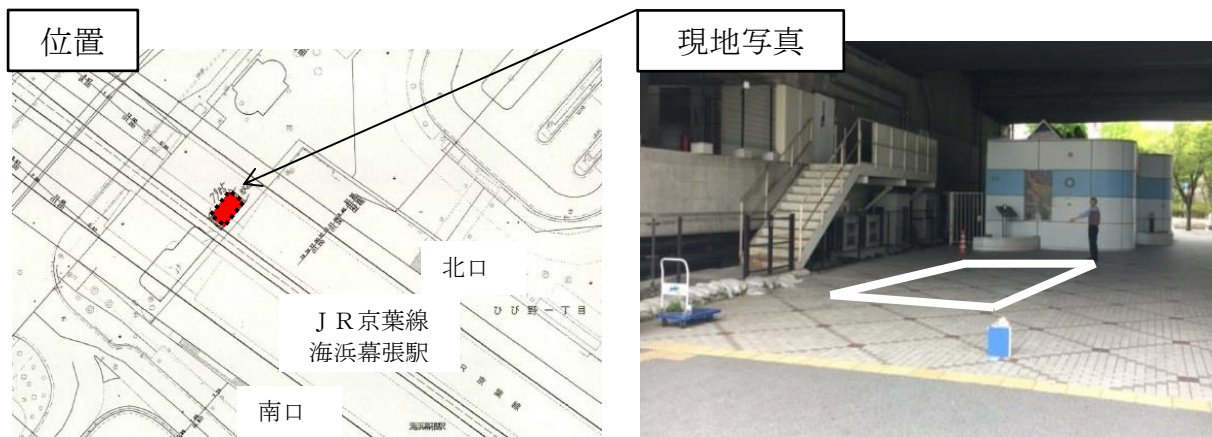
2 喫煙所設置場所の選定

JR海浜幕張駅周辺地区は、文教地区に通う生徒等の駅利用が多いこと、過料処分対象者における市外在住者の割合が特出して高い地区であること、オリンピック・パラリンピックの開催時には市外・国外からの来訪者数が大幅に増えることなどから、当該地区を実証事業実施地区として選定した。

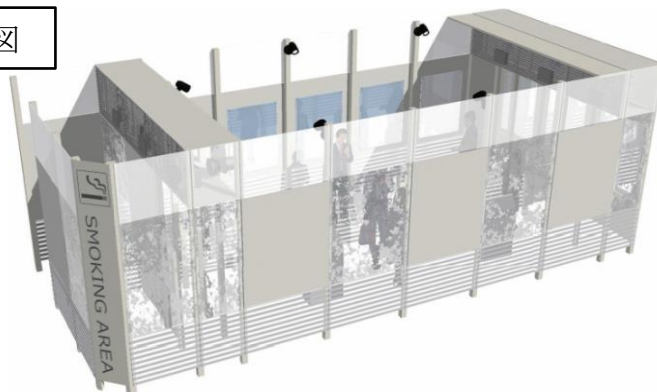
(1) 設置場所

JR海浜幕張駅高架下 公衆トイレ脇（美浜区ひび野2丁目112-1）

(2) 位置図及び現地写真等



イメージ図



形状：仕切り型
広さ：2.8㎡
排煙対策 送風機設置、
ハイ・パーテーション（3m）、
クランク式入口

3 実証期間等

- (1) 供用開始日
平成30年10月9日(火)(予定)
- (2) 事業期間
2年間(予定)
- (3) 調査項目
 - ア 路上喫煙率及びごみ散乱実態調査
 - イ 喫煙所利用者数及びはみ出し喫煙者数の調査
 - ウ 粉塵濃度測定 など
- (4) 経費
喫煙所設置関係費 JT(日本たばこ産業株式会社)負担

<参考>

本市における路上喫煙防止対策

平成23年1月に「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、今年1月で条例制定から7年を迎えました。条例違反者に対しては、平成23年7月から過料2,000円の徴収を開始しており、平成30年7月末時点で、のべ11,560件の過料決定を行っています。

喫煙率(1時間の通行者に占める喫煙者の割合)は、条例制定前の平成21年度には、0.16%でしたが、平成30年7月末時点で0.02%まで低下してきています。